

真庭市学校給食従事者ノロウイルス検査業務仕様書

真庭市内の学校給食に従事する者のノロウイルス検査業務は、本仕様書によるもののほか、真庭市教育委員会教育総務課学校給食推進室の指示により誠実に実施すること。

- (1) 契約業務名 真庭市学校給食従事者ノロウイルス検査業務
(2) 履行期間 契約日から令和8年3月31日
(3) 契約方法 単価契約
(4) 対象施設 下記検査対象施設のとおり
(5) 業務内容 本業務は、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき実施するものである。

1. 検査項目 ノロウイルス検査
2. 検査方法 リアルタイムPCR法
3. 検査対象施設、人数

地区	施設名	対象人数	検査結果報告先/代表者
北房	北房学校給食センター	7	〒716-1411 真庭市上水田3131番地 北房学校給食センター長 電話 (0866) 52-2906
落合	真庭中央食育センター	21	〒719-3143 真庭市下市瀬616番地7 真庭中央食育センター長 電話 (0867) 45-7410
久世	久世学校給食共同調理場	10	〒719-3227 真庭市台金屋202番地 久世学校給食共同調理場長 電話 (0867) 45-1200
久世	遷喬学校給食共同調理場	9	〒719-3201 真庭市久世100番地 遷喬学校給食共同調理場長 電話 (0867) 42-0057
勝山	勝山学校給食共同調理場	13	〒717-0023 真庭市三田190番地 勝山学校給食共同調理場長 電話 (0867) 44-2140
蒜山	蒜山学校給食共同調理場	6	〒717-0504 真庭市蒜山下福田468番地 蒜山学校給食共同調理場長 電話 (0867) 66-2022
蒜山	八束小学校	4	〒717-0507 真庭市蒜山下見1527番地 八束小学校長 電話 (0867) 66-2015

※各施設の対象人数は、職員の異動や代員が加わることにより変化する場合がある。

4. 定期検査回数 月1回×6カ月=6回

5. 検体の収集

検査は毎月1回を定期実施日とする。検体の収集キットは受注者が準備し、事前に各施設へ配布すること。また、回収日を未提出者の予備日を含め契約時に協議し、おおむね地区ごとにまとめて回収すること。

6. 検査結果の報告

毎回、検査完了後は遅延なく検査報告を各施設へ提出すること。なお、検査手数料は月末締めで計算し、真庭市教育委員会教育総務課学校給食推進室に請求すること。

検査業務中、保菌者が発見された場合には、速やかに各施設代表者へ報告すること。

- (6) 見積単価

ノロウイルス検査 1回(1名)あたりの税抜き単価とする。

- (7) その他

本件業務による確実性、責任体制の確立及び災害の防止に専念するとともに、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らさないこと。